

# 公募公示

令和 6年 7月 5日

国土交通省 国土技術政策総合研究所

副所長 永井 一浩

次のとおり、国土技術政策総合研究所第二庁舎宿泊棟の自動販売機の設置・営業を希望する者の公募を行います。

## 1. 業務概要

### (1) 業務内容

国土技術政策総合研究所第二庁舎宿泊棟（以下「宿泊棟」という）における自動販売機の設置・営業 . . . . . 1者  
宿泊棟内に自動販売機を設置し、営業を行う。

### (2) 業務場所

神奈川県横須賀市神明町1-12  
国土技術政策総合研究所 第二庁舎宿泊棟 1階談話室

### (3) 設置・営業方法

設置・営業が決定した者については、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可が必要となる。

## 2. 施設使用料

有償とする。詳細については、説明書による。

## 3. 使用許可期間

使用を許可した日から令和11年3月31日までとする。  
ただし、一度に限り、5年を超えない範囲で期間の更新ができるものとする。

## 4. 公募参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) 神奈川県内に営業所等を有していること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び（6）から（10）までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。

## 5. 手続等

### (1) 担当部署

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1  
国土技術政策総合研究所 管理調整部 管理課 齋藤  
TEL 046-844-5006  
FAX 046-842-9265  
電子メール：ysk.nil-uketsuke@mlit.go.jp

### (2) 説明書の配布期間、配布方法

配布期間：令和6年7月5日（金）から令和6年7月18日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から17時まで

配布方法：原則、電子によるものとする。

説明書等の配布を希望する場合は、予め上記5.（1）の担当者まで事前連絡を行い、その後、上記5.（1）のアドレスへ以下のとおり送信すること。

宛先：上記（1）の電子メールアドレス

記載事項（件名）：「宿泊棟における自動販売機の設置・営業」

記載事項（本文）：商号又は名称：

住 所：

担当者名：

電話番号：

※配布を受けた説明書を第三者に渡してはならない。

(3) 施設等見学

施設等の見学は、応募書類提出期限までの間、随時受け付けるので見学を希望する場合は、上記5.(1)の担当者まで事前連絡を行い、その指示に従うこと。

(4) 応募書類の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和6年7月18日(木) 17時

提出先：上記5.(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は提出期限必着とする。)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関係情報を入手するための照会窓口は、上記5.(1)に同じ。

(3) 詳細は説明書による。